

# 南魚沼市チャレンジ支援事業補助金

南魚沼市で地域産業に携わる個人あるいは法人に対し、  
新たな事業への国内外先進地での調査研究等に必要な経費を補助します。

※本事業は、令和6年度当初予算成立後に、事業を円滑に開始できるよう予算成立前に補助事業の募集を行うものです。  
令和6年度の当初予算の成立が前提であり、かつ、今後、内容等に変更があり得ることをあらかじめご承知ください。

## 1 事業目的

南魚沼市内で新たなビジネスにチャレンジする人材の育成を促進するとともに、南魚沼市の産業の活性化を図ることを目的に、構想段階の事業、起業後間もない事業等を社会に実装させるため、南魚沼市で地域産業に携わる個人あるいは法人に対し、国内外先進地での調査研究、概念実証等に必要な経費を補助します。

## 2 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

- 補助金の実績報告の時点において、次のいずれかに該当する者であること。

個人：南魚沼市で事業を営んでいる者（学生も可） 法人：南魚沼市に商業登記の住所があること。

- 暴力団若しくは暴力団員又はこれらとのものと密接な関係を有していないこと。

- 清算手続、破産手続、更生手続、承認援助手続又は特別清算に関する手続が開始されていないこと。

- 南魚沼市の商工業に関する施策に協力できること。

## 3 補助対象事業

新たな事業を社会に実装するために取り組む、国内外先進地での調査研究、概念実証等です。以下の要件のいずれにも該当することが必要です。

- 調査研究等の内容が明確かつ具体的であること。

- 国、県、その他の団体から同様の補助を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

新たな事業とは、構想段階の事業、起業後間もない事業等で、以下の要件に該当する事業です。

- ・新規事業における課題と解決手法が明確であること。
- ・南魚沼市において事業展開が見込めること。
- ・地域産業への波及効果が期待できること。
- ・過去にこの告示による補助金の交付を受けた事業でないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。

## 4 補助対象経費、補助率、補助限度額、実施期間

- ①補助対象経費（消費税、その他市長が不適当と認める経費は除きます。）

役職員旅費交通費、宿泊費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、賃借料、消耗品費、出展料、出展裝飾費、専門家謝金、専門家招聘旅費交通費、外注加工費、試験・分析費、会議費、その他事業構想を確立させるために特に必要と認められる費用

※宿泊費は、通算して30泊を限度とし、1人当たり1泊10,000円を上限

※役職員旅費交通費は、最も経済的かつ合理的と認められる普通旅客運賃（エコノミークラス）とし、必要な場合、急行、座席指定、寝台料金を認めます。

※役職員旅費交通費、宿泊費等は、申請日時点で18歳以上の従業員等とし、2人分の経費を上限

- ②補助率：補助対象経費の10分の9以内 補助限度額：100万円以内

- ③補助対象期間：**申請日から令和7年1月31日（金）まで**

補助対象期間については、事業構想の確立に向けて伴走支援を実施します。

## 5 応募手続等

- ② 募集期間：**令和5年12月1日（金）から令和6年1月26日（金）まで**

- ②審査会（プレゼンテーション形式）：**令和6年2月22日（木）**

- ③採択件数：5件以内

- ④申請書類：南魚沼市チャレンジ支援事業補助金交付申請書、事業概要書、費用明細表、事業概要書の内容を補足する資料・会社パンフレット等

- ⑤提出先：南魚沼市産業振興部商工観光課商工振興班 TEL025-773-6665



チャレンジ支  
援事業補助金

**応募の詳細・申請書類の様式は、南魚沼市のホームページよりダウンロードしてください。**